

# 省エネ機器エネルギー源転換補助金交付要綱

令和4年11月24日 環境局長決裁

## （目的）

第1条 この要綱は、灯油から電気やガスへエネルギー源転換する省エネルギー機器導入を支援するために、市が行う補助制度「省エネ機器エネルギー源転換補助金制度」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

## （補助金交付の対象機器及び補助金交付額）

第2条 補助金交付の対象は、既存の住宅において、暖房及び給湯に灯油を使った機器を使用し、それらを電気やガスを使用する機器へエネルギー源転換を行うもので、前後の設備で30%以上のCO<sub>2</sub>削減効果があることが条件となる。エネルギー源転換後の補助金対象機器（以下「対象機器」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

## （補助対象費用）

第3条 補助金交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、省エネ機器エネルギー源転換補助金交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に定める。

## （申込方法）

第4条 補助金の交付を申込む者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式1）及びCO<sub>2</sub>削減効果算定シート（様式9）に必要事項を記載し、要領に従って申込まなければならない。

## （補助金受領の要件）

第5条 前条に定める申込者は、補助金の交付を受けるために次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市民である者。（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者）
- (2) 札幌市税を滞納していない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者。
- (4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日（以下「同一年度」という。）内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者。
- (5) 自ら居住する市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。
- (6) 札幌市が毎年行う、第20条によるモニター調査に回答する者。

2 申込者は、対象機器について次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 既設の暖房、給湯機器が灯油を使用する機器であること。
- (2) 既設の設備を撤去し、電気やガスを使用する対象機器に更新すること。
- (3) 既設の設備に比べ、更新後の設備が CO2 換算で 30%以上の省エネ効果があること。(計算シート(様式 9)を使用し計算すること)
- (4) 国、札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- (5) 別表 3 の耐用年数期間中は、撤去した設備に代わる灯油の機器を設置しないこと。

(対象機器の設置にかかる工事契約締結日の制限)

第 6 条 対象機器の設置に係る工事契約締結日は、要領に定める工事契約締結日以降でなければならない。

(申込の受理)

第 7 条 市長は、前条による申込を受理し、補助金の交付を決定した場合には、補助金申請受理決定書(様式 2-1)により申込者に通知するものとする。また、不受理とした場合には、補助金申請不受理決定書(様式 2-2)により申込者に通知するものとする。

(申込の募集期間、申込受理の停止)

第 8 条 市長は、要領に定める募集期間において、申込を先着順に受理するものとし、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申込の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は予算超過日に複数の申込があった場合は、当該複数の申込について抽選を行い、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。

(計画の変更及び中止)

第 9 条 第 7 条による申込書が受理された申込者(以下「補助金受領予定者」という。)は、申込内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届(様式 3)を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

- (1) 補助金の交付予定額の増額。
- (2) 対象機器の変更及び追加。

(手続代行者)

第 10 条 申込者及び補助金受領予定者は、この要綱に定める申込み及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

2 前項に定める申込み及び交付申請手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成 21 年 6 月 5 日法律第 49

号)に従って取り扱うものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段によって手続を行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(補助金交付申請及び完了届)

- 第11条 補助金受領予定者は、機器の設置が完了し、対象機器を販売又は設置する者からの引き渡しを受けた後に、補助金交付申請兼完了届(様式4)及び別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。
- 3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった補助金受領予定者に対する補助金交付申請受理決定は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

- 第12条 市長は、第11条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認められたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書(様式5-1)により、補助金受領予定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認められたときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。
- 3 市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式5-2)により、補助金受領予定者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、第12条の規定により補助金交付額が決定した後は、速やかに補助金の交付手続を行うものとする。

(代理受領による補助金の請求)

- 第14条 補助金受領予定者は、第12条の規定にかかわらず、委任状を添付し、補助金支払請求先を変更し、市長に請求できるものとし、次項の範囲に該当する者が補助金受領予定者に代わって補助金の請求及び受領を行うものとする。
- 2 補助金受領予定者が補助金支払請求先を変更できる範囲は次のとおりとする。
  - ア 補助金受領予定者の配偶者及び同一世帯のものに委任がなされている場合
  - イ 補助金受領予定者と手続代行者との間で、補助金請求及び受領に係る委任がなされている場合
- 3 第1項の請求に基づいた補助金の支払いがあった時は、補助金受領予定者に対して補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、第12条第1項の規定により通知を受けた補助金受領予定者(以下「補助金受領決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第17条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第17条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(近隣住民への配慮)

第18条 補助金受領決定者は、対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助金受領決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金受領決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する(以下「処分」という。)ときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書(様式7)により補助金受領決定者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金受領決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「対象機器使用期間」という。)に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、対象機器使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left( 1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

5 補助金受領決定者は、第3項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書（様式8）を市長に提出しなければならない。

（モニター調査）

第20条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項についてモニター調査を実施することができる。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査  
更新前後の光熱費、建物の建築年数、使用状況など
- (2) その他市長が協力依頼する事項

（関係書類の保管）

第21条 補助金受領決定者は、本要綱に基づく、工事契約書などの提出書類及び補助申請受理決定書（様式2）などの本補助金の交付に係る書類の本書を、別表3で定める期間内保存しなければならない。

（不可抗力による免責）

第22条 申込者及び補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申込者、補助金受領予定者及び手続代行者の責に帰し得ない事由により、第4条に定める申込書及び第11条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議する。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則（令和5年8月3日一部改正）

1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則（令和6年7月25日一部改正）

1 この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
寒冷地エアコン	対象費用の1/2(上限35万円)
ヒートポンプ温水暖房	対象費用の1/2(上限35万円)
エコキュート	対象費用の1/2(上限40万円)
エコジョーズ+コレモ	対象費用の1/2(上限45万円)

注1) 寒冷地エアコンまたはヒートポンプ温水暖房はエコキュートと合わせて補助申請を行うことが可能で、その場合は補助額を合算する。

注2) 補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

注3) 各対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

別表2 補助金交付申請兼完了届（様式4）の添付書類

添 付 書 類	
1	申請者の住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し ※記載されている住所と申請機器の設置場所が一致している場合に限る。
2	対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用と契約した日が判る書類 例：見積書及び契約書 等 ※ 内訳がわからないものは受付できません
3	新品を設置したことを証明できる書類 例：機器の保証書の写し、製品証明書 等 ※ 機器取得日（引渡日）、対象機種、補助金受領者が記載されていないものは受付できません
4	機器設置前後の写真 ※ 撤去機器、撤去状況の写真及び設置状況や機器の銘板など、写真の不明瞭な場合は受付できません
5	工事費用を支払ったことが確認できる書類 例：領収書、クレジットカードの使用明細書 等
6	補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）がわかる書類 例：通帳の写し、インターネットでの表示画面 等
7	機器改修の前後CO2換算で30%以上の省エネ効果がわかる資料 様式9の計算に使用した数字がわかる製品カタログなどの根拠 等
8	申請者用提出書類チェックシート（様式11）

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
寒冷地エアコン	6年
ヒートポンプ温水暖房	6年
エコキュート	6年
エコジョーズ+コレモ	6年